

## 第6回 鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会

日時：平成25年11月19日（火）

午前9時30分～

場所：「にこ・ふる」小会議室

### 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 「IV 運営主体・組織」について

(2) 「V 収支計画、VI 広報計画」について

(3) そ の 他

4 閉 会

これまでの会議で提案しております内容に、ご意見いただいた内容等を加え、事務局素案としてⅠ～Ⅵまでを再作成いたしました。再度ご検討いただきますようお願いいたします。

## 鶴岡市文化会館管理運営計画（素案）

### 目 次

Ⅰ 管理運営計画策定の背景	1	
1 これまでの経緯		主に第2回～第4回で検討
2 上位計画での位置づけ		
3 管理運営計画の目的		
Ⅱ 管理運営の基本方針	5	
Ⅲ 事業計画	6	
1 自主事業の方針		主に第3回～第5回で検討
2 プレイベント及び開館記念事業		
3 運営システム		
Ⅳ 運営主体・組織	17	
1 運営主体の方向性		主に第4回～第6回で検討
2 市民参加の方向性		
Ⅴ 収支計画	24	
1 収支の基本的な考え方		主に第6回～第7回で検討
2 収支の構成		
Ⅵ 広報計画	25	
1 広報計画の基本的な考え方		
2 開館前後の広報計画		
Ⅶ 今後のスケジュール		

#### 参考資料

鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会設置要綱

鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会名簿

#### 関連資料

新文化会館管理運営ワークショップかわら版

# I 管理運営計画策定の背景（素案）

## 1 これまでの経緯

### （1）文化会館再整備の方針決定

鶴岡市文化会館は、1971年（昭和46年）の開館以来、音楽、演劇などの鑑賞の場、芸術文化団体や児童生徒たちの発表の場などさまざまな文化活動の拠点施設として多くの市民に利用されてきましたが、建設から約40年が経過し、施設設備の老朽化が著しく、機能性や利便性の面で様々な問題を抱え、抜本的な施設設備の改修若しくは改築による整備が必要になっていました。

平成22年度、庁内の関係部課で構成する「文化会館整備に関する庁内検討会議」において再整備の検討を行い、当初は、大規模改修による長期間の継続使用が可能かどうかという検討を行いました。改修による整備では、機能的な面で大きな課題が残り、また改修後の建物の耐用年数は15～20年程度と推測され、多額の改修費用をかけて整備しても、近い将来また改修や改築が必要となる可能性が大きいことから、再整備については大規模改修ではなく、合併特例債を活用しての改築による整備を基本に進めることにしました。

建設場所については、本市の総合計画やまちづくりの目標により、都市機能の集積という側面から中心市街地に立地すべき施設であり、芸術文化団体等からも中心市街地への建設が要望されていた状況を踏まえ、建設場所の候補地として、市が所有する旧荘内病院跡地と現文化会館・青年センター敷地（市役所第二駐車場を含む）の2ヶ所について検討を行いました。検討の結果、①長期的な視点でのまちづくりの観点から、中心市街地における文教施設の集積地としての立地や賑わいの創出 ②利用者の利便性の観点から、近隣周辺に整備された公共駐車場がある優位性 ③現施設を解体する費用について、合併特例債の活用が可能であるという利点を考慮し、約2年半の休館が必要とはなりますが、現文化会館・青年センター敷地を適地として選定しました。

### （2）整備基本計画の策定

平成23年6月に、有識者、住民自治組織、芸術文化団体、関係機関等の代表者や公募市民からなる「鶴岡市文化会館整備検討委員会」を設置し、整備基本計画案の検討を進めてきました。また、舞台芸術等の経験者や利用者、関係団体等の専門委員会や利用者懇談会の開催、さらには計画案に対する意見公募を実施し、これらの意見も参考にして平成24年3月に「文化会館整備基本計画」を策定しました。

## ● 基本理念

(「文化会館整備基本計画」より抜粋)

「 <sup>さ</sup>支える <sup>そ</sup>育てる <sup>た</sup>高める 」

### 未来につなぐ芸術文化の拠点

「文化会館は、舞台芸術を中心とした市民の多様な文化活動を支え、未来の担い手を育み、芸術・文化性を高め、人々が集い、交流し、未来につなぐ芸術文化の拠点を目指します。」



## ● 目指す施設の方向性

- 1 音楽・舞台芸術をはじめ多様な市民の文化活動を支える施設
  - ・響きがよく、様々な音楽、舞台芸術、講演会等に対応するホール
  - ・多様な舞台芸術に対応する十分な広さと設備のある舞台 など
- 2 演奏者や演者が使いやすく、機能性の高い施設
  - ・舞台とリハーサル室、楽屋等との動線に配慮した配置
  - ・機能的で安全性の高い舞台機構、音響、照明等の設備 など
- 3 児童生徒をはじめ、全ての世代の芸術文化活動の発表ができる施設
  - ・多人数の合唱や吹奏楽等の発表に対応するホールや舞台
  - ・複数の練習室やリハーサル室等の整備 など
- 4 利用者にとって快適な設備・空間を備える施設
  - ・快適なホール座席シート
  - ・ゆったりしたエントランスホール、ホワイエ など
- 5 ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが利用しやすい施設
  - ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの施設設備
  - ・障害者が安心して利用できる施設 など
- 6 環境に配慮した、地域資源を活用する施設
  - ・省エネへの配慮、自然エネルギーの活用
  - ・地場産木材の活用 など
- 7 維持管理にかかる経費を抑えた施設
  - ・コンパクトで維持管理が容易
  - ・ランニングコストの低減に配慮 など
- 8 市民参加・協力型の運営を目指す施設
  - ・利用団体等の管理運営への協力
  - ・事業企画等への市民参加協力 など
- 9 周辺の文教施設との機能的な連携や都市景観に配慮する施設
  - ・旧致道館、アートフォーラム等周辺施設との関係
  - ・歴史的建造物やまち並み景観等への配慮 など

### (3) 設計者の選定、基本設計・実施設計について

設計者の選定については、公募型のプロポーザル方式を採用し、外部委員を含む設計者選定委員会で、代表企業枠の特定者として株式会社妹島和代建築設計事務所を選定し、その後、市内企業2者との設計共同企業体結成を経て、平成24年8月6日に文化会館改築設計業務について妹島・新穂・石川共同体と契約を締結しました。

また、基本設計・実施設計を進めるにあたっては、設計者が直接市民に説明する機会や、できるだけ多くの市民から意見を聞く機会が必要と考え、市民説明会やワークショップ、利用者懇談会、近隣住民説明会等を開催し、いただいた意見を参考にして進めてきました。



公募型プロポーザル方式により設計者を選定し、ヒアリングについては公開により実施した



市民説明会で提案内容を説明



ワークショップを開催し意見をいただく

## 2 上位計画での位置づけ

次の上位計画に施設整備や芸術文化の振興が位置づけられています。

### (1) 新市建設計画

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の1市4町1村が合併後の新市を建設していくための基本方針と主要な施策などを定めた新市建設計画において、新市の施策「3 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大」の中で、文化活動の中核施設等の整備を掲げています。

### (2) 鶴岡市総合計画

鶴岡市総合計画（平成21年1月策定）の第3章「未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります」における、第4節「芸術の振興と文化資源の保存継承（1）市民の芸術活動の環境の充実」の主な施策として、「文化都心である中心市街地地区に現代的な機能を備えた文化会館を改築整備するとともに、国内外の優れた芸術の鑑賞機会の充実を図る」ことを掲げています。

### (3) 鶴岡市文化会館整備基本計画

鶴岡市文化会館整備基本計画（平成24年3月策定）において、基本理念や基本方針、施設計画、運営計画、整備スケジュールなどに関する市の基本的な考え方を定めています。

#### **(参考) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律**

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年 法律第49号）の定める趣旨「心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与すること」に沿って、劇場、音楽堂等の活性化に係る取組をはじめ、芸術文化の振興が求められています。

## 3 管理運営計画の目的

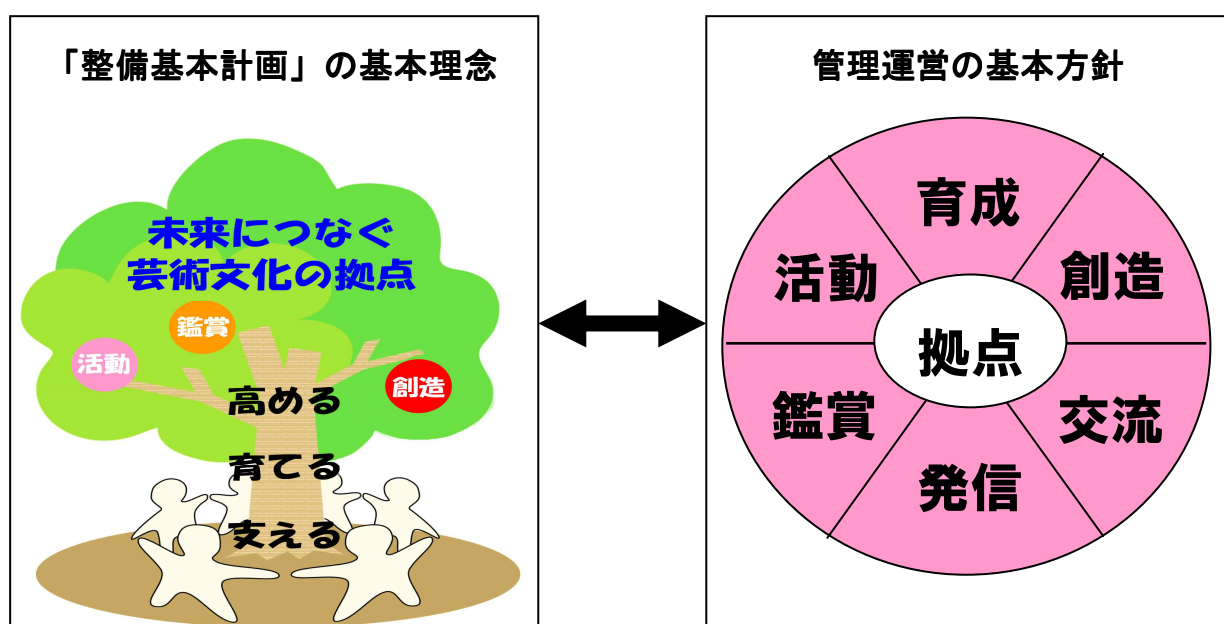
新文化会館においては、ハード整備だけではなくソフト事業も一体となり、車の両輪となって、市民の多様な文化の拠点となる文化会館を活性化し、心豊かな地域づくりを推進していく必要が求められています。

そのために、この管理運営計画では「整備基本計画」における基本理念に基づいた管理運営体制の構築を目指し、事業計画や運営組織及び市民参加のあり方等について基本的な指針を定めるため「管理運営計画」を策定するものです。

## Ⅱ 管理運営の基本方針（素案）

「整備基本計画」の中で掲げた基本理念を踏まえ、新文化会館運営管理にあたって、以下の6つの基本方針を定めます。

- 1 市民の多様な文化活動を支え、活性化する機会を創出します （活動の拠点）
- 2 未来を担う子どもたちを育てる機会を創出します （育成の拠点）
- 3 市民の創造の輪を広げ、新しい文化に触れる機会を創出します （創造の拠点）
- 4 市民が優れた舞台芸術に触れ、豊かな心を育む機会を創出します （鑑賞の拠点）
- 5 鶴岡の地域資源・魅力を発信し、広く認知してもらう機会を創出します （発信の拠点）
- 6 芸術文化を通じ多様な人々が集い、出会いつながる機会を創出します （交流の拠点）



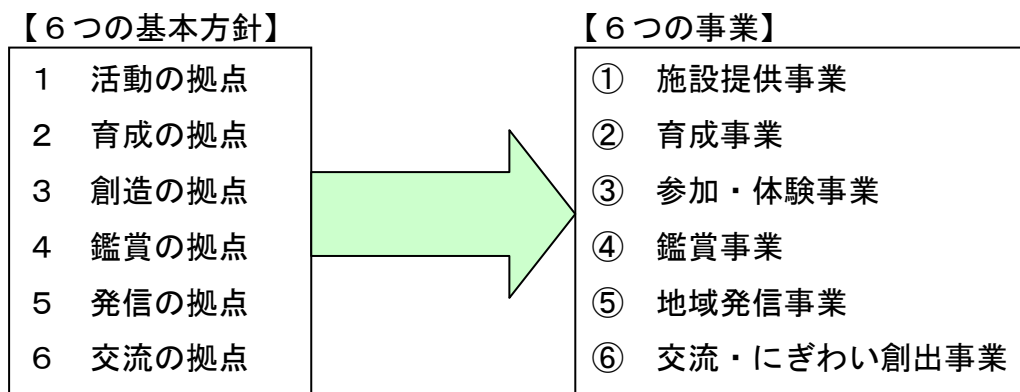
### Ⅲ 事業計画（素案）

#### 1 自主事業の方針

事業形態としては、運営主体自らが作品創造や人材育成を行う自主事業と、市民や公演を行う組織などに施設を貸し出す貸館事業に分類され、さらに自主事業は、運営主体が主体となって全ての責任を負う主催事業と、他の団体と責任を分担して協働で行う共催・提携事業に分かれます。

現文化会館においては、主に貸館中心の管理運営が行われてきましたが、新文化会館においては、自主事業として、市民が多様なジャンルの芸術文化に触れることができるプログラムや、次代を担う子どもたちの豊かな感性と心を育むためのプログラム、市民とともに地域の独自性を生かした魅力あるプログラムを創出する事業などを積極的に展開し、また、貸館事業も「施設提供事業」として自主事業のひとつと考え、それらも含めて全体のバランスを取りながら、効果的な事業を実施していきます。

6つの基本方針にもとづき、以下の6つの事業を行っていくことにより、施設の存在意義がより明確になり、地域への文化貢献度がさらに高くなることが期待できます。



#### ①施設提供事業 <活動の拠点>

市民の多様な文化活動を支えさらに活性化するため、また新たな芸術文化への創作意欲を高めるために、練習やリハーサル場、成果発表の場として施設を提供し、稼働率の高い施設を目指します。

#### ■文化活動の支援事業

芸術文化団体等の自主公演や、市民の様々な施設利用に対して、専門的な見地から様々な支援を行い、文化活動の活性化につなげます。

さらに、文化活動の実施に関する相談対応体制の充実など、活動を継続的に行っていくための支援事業を展開します。



また、ホームページ等により施設の空き情報や催し物等の積極的な情報提供を行い、施設の稼働率や集客力の向上につなげます。

**【想定される事業の具体例】**

- ・ 日常的な活動場所、発表場所の提供
- ・ 施設の利活用に関する助言やサポート
- ・ 文化活動の実施や継続についての相談、支援体制の充実
- ・ ホームページによる、施設の基本情報や空き情報の公開
- ・ プレイガイドの設置
- ・ 施設内に書籍コーナーや情報交換スペースの設置 など

**■フランチャイズ団体の認定事業**

市民に密着し、かつ気軽に芸術文化を提供することを目的に、フランチャイズ団体(文化会館付アーティスト)を認定し、優先的な施設提供を行う代わりにアウトリーチ活動を義務化するなどの連携について検討します。

**【想定される事業の具体例】**

- ・ 文化会館付アーティストの認定 など

**②育成事業 《育成の拠点》**

地域の文化力向上に向けて、文化活動を行っている個人や団体やそれを支える人材を育成するための事業や、新たに文化活動を行う市民を増やすための事業、次世代を担う市民を育成していくための事業を実施します。

**■芸術文化団体等の育成事業**

芸術文化団体等の育成や、資質の向上を図るため、プロの指導者を招いた講習会などを実施します。

**【想定される事業の具体例】**

- ・ 吹奏楽楽器講習会、合唱団発声講習会 など

**■次世代の育成事業**

芸術文化への関心を高めるための鑑賞事業を実施し、鶴岡の将来を担う子どもたちや次世代の活動の中心となる人材が育まれる土壌をつくります。

**【想定される事業の具体例】**

- ・ 小学校演劇教室、子どもを対象としたコンサート など

**■地元運営スタッフの育成事業**

照明や音響などのノウハウやテクニックを持ち、実際の運営面に関わられる地元の人材を育成するための講座などの実施も検討します。

**【想定される事業の具体例】**

- ・ 地元運営スタッフの人材育成（照明、音響等） など

### ③参加・体験事業 <創造の拠点>

文化活動を行っている個人や団体だけでなく、広く市民が参加できる作品創造の機会を提供します。また、子どもや大人が楽しみながら体験できる事業を行い、子どもたちを含む全ての世代の活発な創造の輪を広げ、新しい文化に触れる機会を創出します。

#### ■市民参加型の創作事業

市民オペラや市民ミュージカルなど市民自らが参加し創り上げる市民参加型の創作事業の実施を検討します。

##### 【想定される事業の具体例】

- ・市民オペラ、市民ミュージカルなど

#### ■芸術文化の体験事業

市民が芸術文化に触れるきっかけとして、気軽に様々な分野の創造活動を体験できる事業を行っていきます。

また、小学校・中学校の合同音楽会など、子どもたちが芸術文化を体験できる機会をつくります。

##### 【想定される事業の具体例】

- ・演劇、合唱、器楽、舞踊などの体験事業
- ・鑑賞事業と連携したアウトリーチ事業の開催
- ・小学校合同音楽会、中学校合同音楽会 など

### ④鑑賞事業 <鑑賞の拠点>

国内外の音楽、演劇、舞踊などの優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、感動や生きる喜びをもたらし、感性の伸長による芸術文化のレベルアップを図ります。

また、鑑賞活動を楽しむ層を広げ、日常生活への浸透を図ります。

#### ■優れた舞台芸術の鑑賞事業

国や財団等の助成事業も活用しながら、国内外の様々な分野の優れた舞台芸術を鑑賞する事業を行い、特に子どもたちへ本物の芸術文化に触れる機会をつくります。

##### 【想定される事業の具体例】

- ・山形交響楽団鶴岡公演、鶴岡音楽祭
- ・国内外の優れた舞台芸術公演 など

#### ■鶴岡ゆかりの出演者による鑑賞事業

鶴岡ゆかりのアーティストや文化人などによる演奏会や公演会の開催や、地域特性を活かした鶴岡ならではの自主企画公演等の事業を実施します。

【想定される事業の具体例】

- ・鶴岡出身の若手音楽家のコンサート など

## ⑤地域発信事業 <発信の拠点>

鶴岡の地域資源を発掘する事業を行い、市民が鶴岡独自の魅力を見出したり、新しい価値を上乘せしたりしながら、外部に発信し広く認知させることで、地域ブランド力を高めていきます。

### ■鶴岡の芸術文化の蓄積・発信事業

鶴岡で行われる様々な事業や地域資源などの情報を収集・蓄積し、広く発信していきます。

【想定される事業の具体例】

- ・ICT技術を活用した、事業や地域資源の収集・蓄積・発信 など

### ■伝統文化の普及・継承事業

日本古来の邦楽・邦舞や鶴岡独自の伝統文化を披露・育成する事業、地域資源を発掘する事業を行い、鶴岡の地域ブランドを育て、文化の継承や新たな担い手の育成につながる契機とします。

【想定される事業の具体例】

- ・邦楽・邦舞や地域の伝統文化の合同公演の開催、育成支援 など

## ⑥交流・にぎわい創出事業 <交流の拠点>

芸術文化を通じて交流できる場を提供することで、市民、芸術文化団体、スタッフ、アーティスト等、多様な人々や様々な情報が集まり、出会いそしてつながり、そこから新たな文化や交流が生まれていく、まちづくりの拠点を目指します。

また、多様な文化活動の拠点としてだけでなく、常に人の動きがある開かれた文化会館を目指し、街のにぎわいへとつながる事業を行います。

### ■連携・交流促進事業

施設全体を使った芸術文化フェスティバルや、市内外の文化施設と連携した事業、様々な分野で活動する団体や個人とのジャンルを横断した事業、鶴岡のオリジナリティーを活かした事業等を実施し、芸術文化を通じた出会いや交流の機会をつくりまします。

【想定される事業の具体例】

- ・施設全体を使った芸術文化フェスティバル
- ・市内外の文化施設や、様々な機関等との連携事業
- ・映画文化とのコラボレーション
- ・食文化都市として食文化イベントとのコラボレーション など

## ■施設の活用によるにぎわい創出事業

エントランスなどの空間を活用した展示やコンサートの開催など、誰もが気軽に立ち寄り楽しめる事業を行います。

### 【想定される事業の具体例】

- ・芸術文化に関わる郷土ゆかりの人びとの展示事業
- ・鶴岡アートフォーラムと連携した展示事業
- ・エントランスやカフェ等でのミニコンサート など

## 2 プレイベント及び開館記念事業

### (1) プレイベント

開館への期待を高めながら、ネットワークづくりを行ったり、ノウハウを蓄積しスタッフを育成したり、開館後のスムーズな運営を実現するために、施設見学会なども含めたプレ事業を実施します。

### (2) 開館記念事業

開館を祝す記念式典と、半年から1年間をかけた長期分散型の記念公演等の双方を実施します。分散により、事業の準備期間が確保され、事業の実施結果を次の事業に反映しやすくなります。

#### ■開館記念式典

新文化会館が開館することを記念し式典を実施します。より多くの市民や関係者に開館を祝してもらえる機会となるように、地元の伝統芸能の披露なども含めて計画します。

#### ■開館記念公演等

開館初年度の公演については、施設のイメージ形成に大きく影響を与え、開館後の事業の方向性を決めるものとなるため、市民とともに作り上げていく事業も含め、実施可能な範囲で幅広い事業を計画します。

### 3 運営システム

#### (1) 基本的な考え方

施設の管理運営の基本的な事項となる規則等は、市の条例・規則などで整備することになりますが、利用者にとって使いやすく心地よく利用できることに重点を置いて計画し、より利便性の高い施設を目指します。

これらの基本ルールが定まらなると、利用者への施設貸出しが出来ないため、利用受付を開始する時期を視野に入れた上で、検討を行っていきます。

また、開館後に利用者やスタッフの声を規則に反映させることも計画します。

#### 参考施設一覧（現文化会館、庄内地域、及び先進地の公立文化施設）

施設名	所在地	運営主体	開館年月
現文化会館	山形県鶴岡市	指定管理者(公共的団体)	S46.5
希望ホール	山形県酒田市	直営	H16.7
響ホール	山形県庄内町	直営	H11.10
カダーレ	秋田県由利本荘市	直営	H23.12
りゅーとぴあ	新潟県新潟市	指定管理者(公共的団体)	H10.10
アルフォーレ	新潟県柏崎市	指定管理者(公共的団体と民間のJV)	H24.7
a L a (アーラ)	岐阜県可児市	指定管理者(公共的団体)	H14.7

#### (2) 休館日

施設利用者にとっては、定期休館日を設けない方が望ましいが、施設の適切な管理運営とランニングコスト軽減（人件費・維持管理費の削減、保守点検や臨時的なメンテナンス作業の実施）のために、なるべく利用者への影響が少ない形で、定期休館日を設ける事を検討します。

また、保守点検や工事により利用できない日も想定されますが、支障のない部分は使用可能とするなど、可能な限り利用者の希望に応じて開館できる施設を目指します。

(参考) 庄内地域及び先進地の公立文化施設の運営状況	
現文化会館	年末年始 (12/29～1/3)
希望ホール	毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始 (12/29～1/3)
響ホール	月1回(概ね月の最終月曜日)、年末年始 (12/29～1/3)
カダーレ	毎月第2及び第4火曜日、年末年始 (12/29～1/3)
りゅーとぴあ	毎月第2及び第4月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始 (12/29～1/3)
アルフォーレ	毎週火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始 (12/29～1/3)

a L a (アーラ)	毎週火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12/28~1/4)
-------------	---------------------------------

### (3) 開館時間

これまでと同様に、午前8時30分から午後10時までを基本的な開館時間として検討します。

また、施設の利便性を高めるため、これまでと同様、必要な場合には開館時間外でも有料での対応を検討します。ただし、開館時間外に開館する場合、円滑な運営や安全確保のために職員を配置する必要があるため、人員の確保や勤務体制なども考慮していきます。

(参考) 庄内地域及び先進地の公立文化施設の運営状況	
現文化会館	午前8時30分から午後10時まで
希望ホール	午前9時から午後10時まで
響ホール	午前9時から午後10時まで
カダーレ	午前9時から午後10時まで
りゅーとびあ	午前9時から午後10時まで
アルフォーレ	午前9時から午後10時まで
a L a (アーラ)	午前9時から午後10時30分まで

### (4) 利用申込方法(申込期間・受付時間・受付方法・優先利用)

市民の芸術文化活動に関する利用は優先的に申し込めるようにし、それ以外の利用は、受付開始時期を遅らせるなど、施設の設置目的に則った、利用者にとって使いやすく公平な申込方法を検討します。

受付時間についても、利便性の向上に配慮した設定とします。

(参考) 庄内地域及び先進地の公立文化施設の運営状況	
現文化会館	利用日の1年前の日(8:30~22:00) 重複した場合、申請者との協議により決定
希望ホール	●大ホール・小ホール:12ヶ月前の初日に受け付け ※大ホール・小ホールを催し物で利用し、控え室等として練習室1・2・3・会議室の利用を希望する場合は、1年前予約も可能。 ●練習室1・2・3・会議室:6ヶ月前の初日に受付 【初日受付】9:00~15:00 15:00までの申込み(来館・電話)を同着とする。 ○重複がない場合 そのまま予約が確定した旨を15:00過ぎに電話連絡。

	<p>○重複した場合</p> <p>①15:00以降、各申込者に重複があった旨を電話連絡。</p> <p>②各申込者と、調整会議を希望ホールの事務室で行う。</p> <p>18:00～文化スポーツ振興課職員立会いの下、<u>調整会議</u>を行い、協議が整わない場合は<u>抽選</u>で決定。</p> <p>【通常受付】 9:00～19:00</p>
響ホール	<p>利用日の1年前の日（9:00～22:00）</p> <p>重複した場合、申請者との<u>協議</u>により決定</p>
カダーレ	<p>■<u>抽選</u>申込み</p> <p>●大ホール（窓口申込のみ。9:00～22:00）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込み期間：使用日の12ヵ月前の月の1日～3日</li> <li>・抽選日：使用日の12ヵ月前の月の6日</li> </ul> <p>●練習室・会議室など（インターネット申込可。24時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込み期間：使用日の3ヵ月前の月の1日～3日</li> <li>・抽選日：使用日の3ヵ月前の月の6日</li> </ul> <p>■空き施設の申込み（上記の翌日から先着順）</p>
りゅーとぴあ	<p>受付時間（9:30～18:00）</p> <p>※空き状況の確認のみ、インターネットで可能。</p> <p>※複数の施設を同日又は連続する日程で併用するときは、受付開始日の早い施設と同時に申込み可能。</p> <p>☆<u>施設の設置目的に添う目的で利用</u></p> <p>●音楽ホール及び演劇ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全部利用：18ヶ月前の第1受付日</li> <li>・一部利用(3階席未使用の場合)：13ヶ月前の第1受付日</li> <li>・練習目的で舞台のみ利用する場合：3ヶ月前</li> </ul> <p>●練習室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6ヶ月前から</li> </ul> <p>☆<u>施設の設置目的に添う目的以外で利用</u></p> <p>●音楽ホール及び演劇ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全部利用、一部利用：13ヶ月前の第2受付日</li> </ul> <p>●練習室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1ヶ月前から</li> </ul>
アルフォーレ	<p>●大ホール（9:00～19:00）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本番利用：利用日の属する月の12ヶ月前の月の初日</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練習利用：上記の翌日</li> <li>・舞台面練習利用：利用日の属する月の1月前の月の初日</li> <li>●マルチホール・練習室・会議室（9：00～19：00）</li> <li>・本番利用：利用日の属する月の6月前の月の初日</li> <li>・練習利用：上記の翌日</li> <li>・時間利用：利用日の属する月の1月前の月の初日</li> </ul> <p>※複数の施設を同日又は連続する日程で併用するときは、受付開始日の早い施設と同時に申込み可能。</p>
a L a(アーク)	<p>施設を使用する日が属する月を3ヶ月ごとの4期に分け、申込開始日は期ごとにそれぞれ異なる。</p> <p>(例)：1期(4月・5月・6月)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●主劇場または小劇場</li> <li>・申込開始日：1年前の4月1日から</li> <li>・申込調整期間：4月1日から10日まで</li> <li>・通常受付開始日：4月21日</li> <li>●主劇場または小劇場以外</li> <li>・申込開始日：1月5日から</li> <li>・申込調整期間：1月5日から11日まで</li> <li>・通常受付開始日：1月21日</li> </ul> <p>※調整期間の申込は先着順とせず、<u>提出された「使用申込書」</u>を参考に調整する。</p> <p>※複数の施設を同日又は連続する日程で併用するときは、受付開始日の早い施設と同時に申込み可能。</p>

## (5) 連続使用

現会館と同様に、原則、引き続き5日以内として検討します。

(参考) 庄内地域及び先進地の公立文化施設の運営状況	
現文化会館	原則、引き続き5日以内
希望ホール	原則、引き続き5日以内
響ホール	制限なし
カダーレ	原則、引き続き3日以内（ギャラリーは7日間）
りゅーとぴあ	制限なし
アルフォーレ	制限なし
a L a(アーク)	原則、引き続き10日以内



## (6) 利用料金の設定

利用区分・利用時間帯については、ホールは一区分を3～4時間とし、原状復帰の確認、清掃等に時間がかかるため、各区分の間は1時間空けることを検討します。また、利用時間が短いことがある練習室や会議室等については、時間利用での貸し出しも行えるようにして利便性を高めるとともに、エントランスホール等の一部貸し出しについても検討を行い、多くの利用者から幅広く使ってもらえるような形式を検討します。

また、過去の利用状況を考慮したり近隣の施設との比較もしながら、分かりやすい料金体系、利用しやすい料金設定を検討します。なお、減免については、これまでの基準を基本としながらも、学校などの教育機関が使いやすいように検討します。

### ①利用区分・利用時間帯

(参考) 庄内地域及び先進地の公立文化施設の運営状況	
現文化会館	3区分 (一区分3.5～4.5時間 (区分間30分))
希望ホール	3区分 (一区分3～4時間 (区分間1時間))
響ホール	2区分 (昼間8時間と夜間5時間 (区分間空き時間なし))
カダーレ	3区分 (一区分3～4時間 (区分間1時間)) ※練習室・会議室等は、1時間単位で貸出。
りゅーとぴあ	3区分 (一区分3～4時間 (区分間1時間))
アルフォーレ	3区分 (一区分3～4時間 (区分間1時間)) ※マルチホール・練習室・会議室等は、空きがある場合、1ヶ月前から1時間単位でも貸出。
a L a(アーラ)	3区分 (一区分3～4.5時間 (区分間1時間)) ※1日単位、1時間単位で使用できる施設もあり

### ②平日・土日祝日料金の差異

(参考) 庄内地域及び先進地の公立文化施設の運営状況	
現文化会館	差異あり (ホールのみ)
希望ホール	差異あり (大ホール・小ホールのみ)
響ホール	差異なし
カダーレ	差異あり (大ホールのみ)
りゅーとぴあ	差異あり (音楽ホール・演劇ホール・能楽堂のみ)
アルフォーレ	差異あり (大ホールのみ)
a L a(アーラ)	差異なし

### ③入場料等徴収時の割増

(参考) 庄内地域及び先進地の公立文化施設の運営状況	
現文化会館	割増あり (50～100%加算)
希望ホール	割増あり (30～120%加算)
響ホール	割増あり (20～50%加算)
カダーレ	割増あり (50～100%加算)
りゅーとぴあ	割増あり (10～300%加算)
アルフォーレ	割増あり (50～100%加算)
a L a(アーラ)	割増あり (200～300%加算)

### ④物販・商業宣伝・営業目的等での利用時の割増

(参考) 庄内地域及び先進地の公立文化施設の運営状況	
現文化会館	割増あり (100%加算)
希望ホール	割増あり (400%加算)
響ホール	割増あり (100%加算)
カダーレ	割増あり (100%加算)
りゅーとぴあ	割増なし
アルフォーレ	割増あり (100%加算)
a L a(アーラ)	割増なし

### ⑤利用料金の割引

(参考) 庄内地域及び先進地の公立文化施設の運営状況	
現文化会館	準備・撤去・リハーサルの場合、基本使用料の50%
希望ホール	準備・撤去・リハーサルの場合、基本使用料の50%
響ホール	リハーサル等で舞台のみを使う場合、基本使用料の30% 舞台を除いて大ホールを使用する場合、基本使用料の70%
カダーレ	準備・撤去・リハーサルの場合、基本使用料の50% ※舞台面のみ使用は、時間貸しあり (2,000円/1h)
りゅーとぴあ	準備・撤去・リハーサルの場合、基本使用料の70% 3階席を除いて使用する場合、基本使用料の75%
アルフォーレ	準備・撤去・リハーサルの場合、基本使用料の50% 大ホールを1階席のみ利用する場合、基本使用料の80% ※舞台面で練習利用をする場合、2,000円/1h(2時間以上)
a L a(アーラ)	準備・撤去・リハーサルの場合、基本使用料の50%

## IV 運営主体・組織（素案）

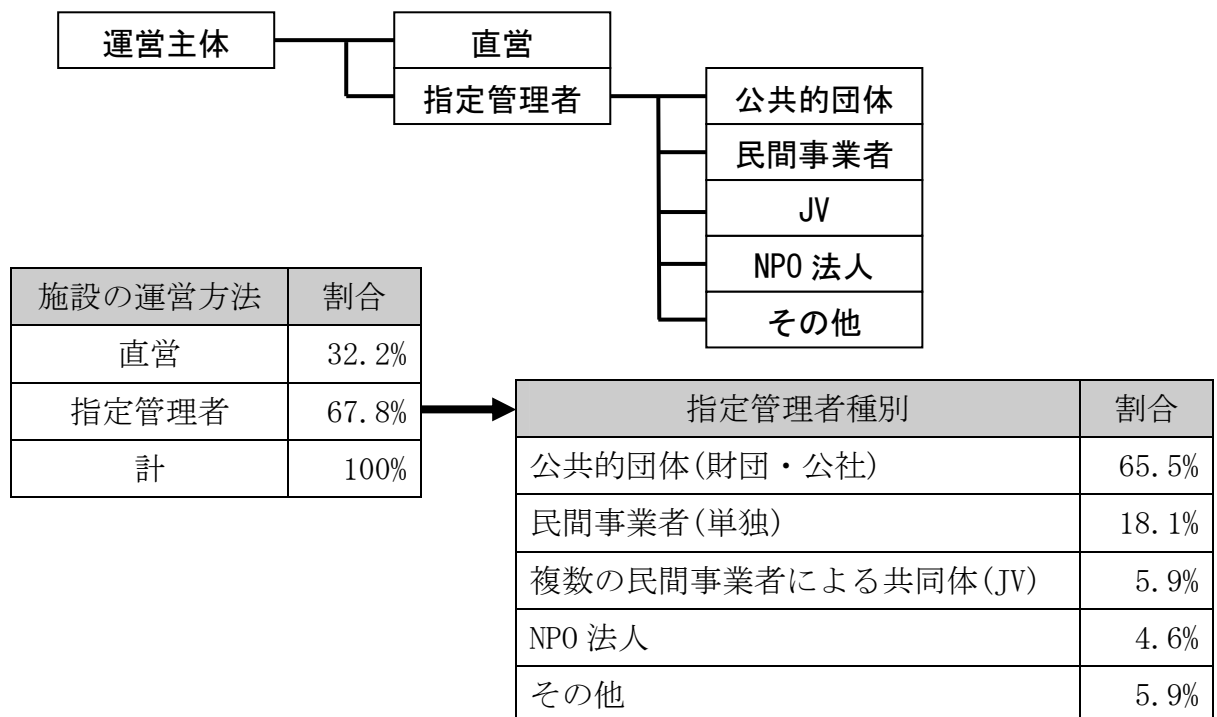
### 1 運営主体の方向性

#### (1) 全国・県内の動向

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、適正かつ効率的な運用を図ることを目的とした指定管理者制度が創設されました。そして、3年間の移行期間を経て、全国に設置されているすべての公の施設は直営とするか、指定管理者制度を導入するかを選択を行いました。

これにより、劇場やホールを有する公立文化施設で指定管理者制度を導入した多くの施設は、それ以前から財団などの公共的団体に業務委託を行っていた施設であり、非公募でそのまま財団などが指定管理者に選定された事例が多くなっています。一方、制度の導入当初から公募が行われた施設もあり、民間事業者やNPO法人などが指定管理者に選定された事例もあります。その後、地方自治体においても官民協働が浸透し、また、民間の指定管理者の実績が明らかになると共に、直営から指定管理者へ、あるいは非公募から公募へという流れが促進され、民間事業者やNPO法人などの参入が増加する傾向となっています。

#### 「公の施設」の運営主体



※H24.3 (社) 全国公立文化施設協会業務管理委員会調べ

『公立文化施設現況調査（第10回）—施設管理運営状況—』より

No	施設名	運営方法	管理者
1	酒田市民会館	直営	酒田市文化スポーツ振興課
2	村山市民会館	直営	村山市商工文化観光課
3	寒河江市市民会館	直営	寒河江市教育委員会生涯学習課
4	尾花沢市文化体育施設	直営	尾花沢市教育委員会社会教育課
5	南陽市民会館	直営	南陽市教育委員会社会教育課
6	庄内町文化創造館	直営	庄内町教育委員会社会教育課
7	山形テルサ	直営	山形市商工観光部
8	鶴岡市文化会館	指定管理	(公共的団体)(一財)鶴岡市開発公社
9	上山市体育文化センター	指定管理	(公共的団体)(一財)上山市体育・文化振興公社
10	河北町総合交流センター	指定管理	(公共的団体)(株)河北町べに花の里振興公社
11	置賜文化ホール(伝国の杜)	指定管理	(公共的団体)米沢市
12	山形県郷土館(文翔館)	指定管理	(公共的団体)(公財)山形県生涯学習文化財団
13	山形県生涯学習センター	指定管理	(公共的団体)(公財)山形県生涯学習文化財団
14	山形県県民会館	指定管理	(民間事業者)ステージアンサンブル東北支社
15	高島町文化ホール	指定管理	(民間事業者)ステージアンサンブル東北支社
16	米沢市市民文化会館	指定管理	(民間事業者)(株)ABM
17	天童市市民文化会館	指定管理	(民間事業者)(株)東北共立
18	長井市民文化会館	指定管理	(民間事業者)(有)山形総合舞台サービス
19	山形市民会館	指定管理	(JV)山形市民会館管理運営共同事業体
20	白鷹町文化交流センター	指定管理	(JV)あゆむ運営管理共同企業体
21	新庄市民文化会館	指定管理	(NPO)NPO 法人芸術文化振興市民ネット新庄
22	川西町フレンドリープラザ	指定管理	(NPO)NPO 法人遅筆堂文庫プロジェクト

**※山形県内公立文化施設協議会 総会資料『会員施設館 (H25.4.1 現在)』より**

**(2) 本市のこれまでの取組み**

本市の現文化会館においては、指定管理者制度導入以前は、業務委託により財団法人鶴岡市開発公社が貸館事業と施設管理のみを行ってきました。指定管理者制度導入にあたっては、引き続き同財団が指定管理者に選定され、指定管理業務を行ってきました。

本市では、教育委員会自らが、主催、共催により事業の企画・運営の一部を行っているほか、鶴岡市芸術文化協会との共催により鶴岡市芸術祭の事業等も行ってきました。旧文化会館の最終年となった平成25年度には、「ありがとう！明日に向かって」をメインテーマに、鶴岡市芸術文化協会創立50周年記念事業として関係諸団体が一体化し「総合舞台の企画・制作」を行うなど、市民主体の様々な事業も展開してきました。

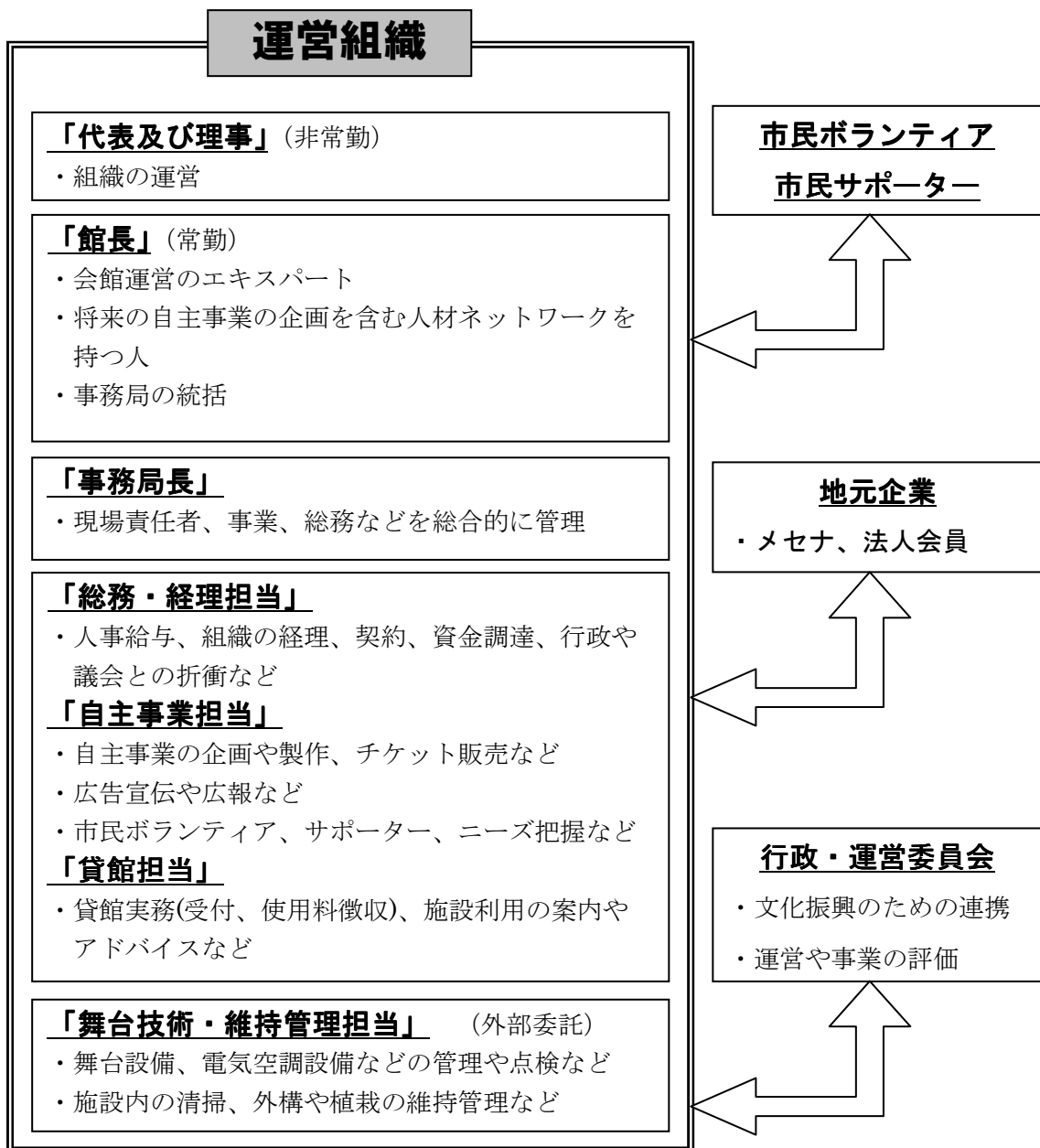
### (3) 運営組織の考え方

新文化会館の基本理念や使命を実現するためには、専門性の確保と市民参加を適切に実現できる組織づくりが必要と考えられます。「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」においても、制作者、技術者、経営者、実演家など、事業を行うために必要な専門的能力を持つ人材を養成、確保することが求められています。

多様な文化活動を行っていくために、各分野において事業を企画・立案・実施していく役割を担い、また文化活動を行う市民や利用者に対して適切に支援を行うことができる専門家の配置を計画します。

#### ①組織体制のイメージ図

新文化会館で想定される運営組織体制は以下のとおりとなります。



## ②所掌業務

新文化会館で想定される主な業務は、下表のとおりとなります。なお、必要に応じて、一部の業務については、委託により実施することも検討します。

業務	内容
全体	ホールに関する運営管理責任
	市内外の他施設との調整・連絡
	関係機関との会議、セミナー等への出席、視察対応
	芸術文化の後継者や若者の育成
総務経理	報告書類の作成、委託契約等の管理、公印の管理
	議会、関係所管への説明書類の作成
	職員の労務管理
	経理業務（使用料等の出納、定期的な収支報告、予算・決算など）
	庶務業務（消耗品の管理・発注など）
自主事業	年間事業計画の作成、事業の企画
	出演者等の調整・契約
	チケットの販促、広報宣伝、販売状況管理
	教育機関、福祉機関等との調整（アウトリーチ等実施時）
	補助金・助成金獲得のための申請・調整、スポンサー獲得のための営業
	当日券販売、チケットのもぎり、座席案内、場内アナウンス
	プログラム等の配布・販売、事業に付随する物品の販売
	上演前後・上演中のホワイエ・客席等の管理
貸館	貸館日程管理、貸館申込対応
	見学・下見・事前打合せ対応
	使用時の管理、使用前後の原状確認、鍵の貸出管理
	使用者拡大のための営業、児童や生徒の優先・減免利用
広報宣伝	機関誌などの発行、ホームページ管理
	情報表示設備管理（部屋ごとの催し物案内など）
	ホール周知のための広報宣伝の企画・実施
	事業の周知、券売促進のための広報宣伝の企画・実施
	市民参画への対応、友の会や顧客の管理
	取材・記事等の管理・対応
受付	来館者への施設案内、資料配布
	各種申請書・使用料の受け取り
	チケット販売、プレイガイドの設置
舞台技術管理	使用時の立会、操作補助
	特殊設備の日常点検
	関連備品の貸出・日常管理
	特殊設備の定期点検立会い
維持管理	電気・空調などの設備管理
	一般設備・特殊設備の定期点検
	機械警備の管理、巡回警備
	通常清掃、定期清掃
	敷地内の除雪、植栽管理

### ③運営母体の考え方

全国・県内の動向でも示しているように、現在、公の施設の管理運営の方法は、自治体が「直営」として直接管理運営を行うか、特定の事業者を「指定管理者」として指定し、管理運営業務を包括的に代行させるかのいずれかになります。

本市が平成24年3月に策定した「鶴岡市文化会館整備基本計画」に基づき、新文化会館の管理運営については、これまでと同様に、指定管理者制度による民間活用を基本とした運営を目指すこととします。基本理念に基づく事業運営を継続して遂行するためには、市民の参加・協力による運営が重要となることから、新たな指定管理者にもなりうる運営体制の構築も視野に、芸術文化団体などを核とした市民による運営組織づくりを検討し、早期に運営母体を決定する必要があります。

#### ※ 指定管理者制度導入における留意点

- ・運営の一貫性を確保するために、指定管理者となる者が開館準備業務を行う事例があるため、開館準備業務の担い手についても早期に検討しておく必要があります。
- ・新文化会館の基本理念や使命を指定管理者に的確に継承し、さらに市民や地域に定着するよう、長期にわたり継続していくことができる仕組みづくりが必要となります。
- ・指定管理料の削減に重点を置いた業務計画となりやすいことから、運営内容や質に重点を置いて、指定管理者に求める業務の基準、仕様及び評価基準づくりをしていく必要があります。

### (4) リスクマネジメント

施設の管理運営におけるリスクの発生を未然に防ぎ、また、トラブルに適切に対応するため、法令、条例及び規則を遵守するとともに、次のような取組を行います。

#### ①防災対策等

日常の防火・防災に努めるとともに、定期的に訓練や研修等を実施します。また、利用者に対しても、事前に避難経路の説明を行うなど、緊急時の対応体制を明確にするとともに、想定される緊急事態ごとにマニュアルを整備し、災害や事故等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じます。

## ②施設・設備維持管理

建物や各種設備の保守管理を適切に行い、来館者の安全を確保するとともに、財産の保全を図ります。また、清掃や定期的な環境測定等を行い、施設を快適かつ清潔に保ちます。

特に、ホールにおいては、様々な危険を含む特殊設備である舞台設備を有しています。自由な芸術文化活動を行うため、舞台設備をはじめとする設備・機器の適切な運用に配慮し、出演者やスタッフ、観客の安全を確保します。また、事故防止のため、作業マニュアル等を整備し、定期的な点検や技術者の研修を実施します。

異常が発生した場合は、施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切な措置を講じます。

## ③個人情報保護

業務上知り得た個人情報の取扱いについては、個人の権利利益の侵害防止のために、必要な措置を講じます。



## 2 市民参加の方向性

新文化会館では、魅力ある事業の展開と心地よい空間の提供により、多くの市民の来館を促すとともに、文化会館における活動に多くの市民が参加し、市民とともに芸術文化の拠点としての機能を創り上げていくことが、大きな目標となっています。

新文化会館では、鑑賞者としての参加から運営のサポートまで、段階的な市民参加のあり方を検討します。

### 【目指す市民参加の例】

分類	概要	効果など
鑑賞への市民参加	・ 会員組織の立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の口伝による動員は、集客に貢献することが期待される</li> <li>・ 鑑賞者の育成及び動員に効果が期待される</li> <li>・ 市民の施設に対する関心を高めることができる</li> </ul>
事業への市民参加	・ 事業企画への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設が実施する事業について、個々の市民が備える専門性を活かした支援を行っていくことが期待される</li> </ul>
施設管理 ・ 運営への市民参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃、除雪等の施設管理関連のボランティア</li> <li>・ もぎり、客席案内、介助、通訳等の運営関連のボランティア</li> <li>・ 舞台スタッフの養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアに関しても、市民が備える能力を個々に活かした支援が期待される</li> <li>・ 施設の維持、管理の一部に関わることで施設への愛着が湧き、また施設に対する関心も高まり、集客にも繋がることを期待される</li> <li>・ 施設や事業への理解を高めることや、支援する市民相互の新しい出会いをつくり出すことが期待できる</li> <li>・ 中高校生や大学生などの若者から積極的に管理や運営のボランティアに参加してもらうことで、未来を担う市民の関心が高まり育成にも繋がる</li> <li>・ 最近では、対価として有償（現金ではなく、地域通貨や施設利用料金の割引などの場合もある）での支援も多くなってきているので、導入について検討を行う</li> </ul>
評価への市民参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケートの実施</li> <li>・ 評価委員会の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業や運営の評価、見直しなどを行うことで、より市民が求める事業や運営が行われることが期待される</li> </ul>

## V 収支計画（素案）

### 1 収支の基本的な考え方

新文化会館の基本理念に基づき、未来につなぐ芸術文化の拠点を目指すため、ハード面では施設・設備等の状態を良好に保ち機能を維持し、ソフト面でも継続性を持ち安定した活動を展開していくために、市が一定の経費を予算化していく必要があると考えます。

また、経営的な視点を持って運営を行うために、公的な助成制度や補助制度の活用、企業協賛など外部からの資金調達を行うなど、自己財源比率の向上に努めるものとします。

### 2 収支の構成

#### (1) 収入

一般的に、公立文化施設を管理運営していく上で、次の収入が見込まれます。

事業収入	事業における入場料や参加費、外部からの助成金など
使用料収入	施設提供事業における施設使用料、付帯設備使用料
その他収入	チケット販売委託による収入、自動販売機による収入など

#### (2) 支出

一般的に、公立文化施設を管理運営していく上で、次の支出が見込まれます。

事業費	新文化会館の主催事業等に係る経費
人件費	施設運営や事業展開のために配置が必要な職員に係る経費
維持管理費	設備メンテナンス、警備、清掃、舞台設備保守点検、光熱水費など建物や設備の維持管理に係る経費
事務費	各種機器のリース代や消耗品費、保険料、通信料など施設の運営業務に係る経費

#### (3) 収支バランス・利用料金制について

一般的に、事業収入や使用料収入だけでは公立文化施設の運営を行えないため、指定管理者制度導入の場合、市からの指定管理料をもとに運営を行います。ただし、中長期的には良好で安定的な経営基盤を確立できるように、年度ごとに事業計画書を掲げて管理運営に取り組むものとします。

なお、現文化会館においては、指定管理者が安定的な運営を行えるように、利用料金制は導入していませんが、将来的には管理運営組織の経営努力を運営に反映できるように、利用料金制の導入についても検討するものとします。

## VI 広報計画（素案）

### 1 広報計画の基本的な考え方

施設の認知度を高め、様々な事業への参加を促し、利用の拡大を図るために、多様な情報媒体を活用し、鶴岡市民さらには市外の住民に対して定期的かつ継続的な広報活動を行います。

開館以前の広報計画としては、施設の構成・機能といったハード面と、事業計画などのソフト面の両面について、共通認識の形成と理解を促すものとして実施します。

### 2 開館前後の広報計画

#### （1）広報紙への掲載

広報「つるおか」に開館前は開館に向けた各種取り組みやイベント・開館記念事業などの情報を、開館後も随時主催事業などの情報を掲載し、施設や事業開催に対する周知を図ります。

#### （2）施設の名称等

施設の名称に関しては、下記のいずれかを採用することになります。

- ①施設の愛称を設けない（現文化会館）
- ②施設の愛称を募集する（施設に対する愛着感や親近感の向上、他施設との区別化、選定作業を通じた市民への周知を目的として実施）
- ③施設の命名権（ネーミングライツ）の導入を検討する（現在、本市の施設では未実施。実施に伴う影響や効果、継続性など、市関連部局との調整が必要）

#### （3）シンボルマークの選定

施設のイメージの伝達、認知度の向上、各媒体での統一感を維持するために、シンボルマークの選定を行います。

#### （4）ホームページの立ち上げ・管理

新文化会館の公式ホームページを立ち上げ、施設概要や空き状況、事業予定や市民参加についての適時的確な情報提供を行うとともに、施設利用者などから施設の運営などについての意見やアドバイスも収集します。

また、ソーシャル・ネットワーキング・サービスや映像配信なども活用し、施設・事業のPRや利用の拡大を図ります。

#### (5) 仮パンフレット、本パンフレットの作成

開館告知と施設概要の周知、また施設利用を促すために、仮パンフレット、本パンフレットの作成を行います。

#### (6) 機関誌の発行

新文化会館の運営状況や、事業の内容を掲載することにより、市民の参加意欲を高めるために、機関誌の発行について検討します。

#### (7) 専門誌、一般紙等への情報掲載

施設情報を全国に向けて発信するとともに、プロモーター等への施設PRを行います。